



解釈改憲の歴史と明文改憲の実像

研・学9条の会 世話人会

日本国憲法は、「戦争と武力による威嚇又は武力の行使は永久に放棄する」と規定しており、軍備を持つことを禁止しています。しかし、新憲法制定後数年で、「憲法は自衛権を否定していない」と解釈し、現行憲法のもとで「自衛のための実力組織」すなわち自衛隊を持ち、我が国の軍事力は年々増強されてきました。憲法96条に憲法改正の手続きが定められていますが、この手続きにそって正式に改正する「明文改憲」に対して、このように条文解釈を変更することで実質的な改憲を行うことを「解釈改憲」といいます。

岸田政権は、憲法上絶対に許されない「敵基地攻撃能力」の導入に踏み切りました。それは中国を念頭においた「統合防空ミサイル防衛」(IAMD)という米国の戦略に日本の自衛隊を組み込み、米国の指揮下で台湾有事に備えようとするものです。国会での論戦をみる限り、岸田政権はこの「敵基地攻撃能力」と従来の憲法解釈との整合性について何も示していません。これは、解釈改憲の手法では限界がきていることを意味しており、軍事力増強を強引にすすめて「敵基地攻撃能力」を持ったとしても、現行憲法の制限のため、米国の戦略に対応できないことが予想されます。

このような現状は「明文改憲」が差し迫っていることを示しています。実際に、軍備増強と同時進行で国会では憲法審査会が頻繁に開かれ、憲法に自衛隊を書き込む改憲案を自民党が発表するなど「明文改憲」の動きが加速されています。本文では、我が国の「解釈改憲」の歴史をふりかえり、「明文改憲」の実像を考えてみたいと思います。

敗戦－新憲法制定

「解釈改憲」の手法は、自衛隊の設立時から始まっています。わが国は、先の戦争で「日本はポツダム宣言実施のため、連合国最高司令官に要求されたすべての命令を出し、行動をとることを約束する」という条件を受け入れて降伏しました。米国政府のねらいは、「米国に従属する日本に変える」という基本方針のもと、日本の軍備を解体し、産業力も破壊し、戦力を持たない民主主義国家にすることでした。1951年9月8日のサンフランシスコ講和条約締結までの6年半の占領期間において、天皇と日本国政府の上に占領軍(GHQ)がいて、日本は米国に完全に従属する体制になっていました。



このような占領期に、新憲法の検討が行われ、当初GHQは日本政府の自主的な憲法改正に期待してしまし

たが、その憲法改正案の内容がGHQの期待しているものとはあまりにも乖離していたため、GHQ主導の憲法草案を国会で審議することになりました。新憲法は第1次吉田内閣のもとで1946年11月3日に交付され、翌年の5月3日から施行されました。

警察予備隊から自衛隊創設まで――解釈改憲の始まり

東ヨーロッパにおけるソ連の勢力拡大路線が東アジアに広がることを米国政府は懸念していました。1950年7月の朝鮮戦争勃発をきっかけに、米国の対日政策は「日本に経済力をつけさせ、早急に軍事力を持たせ、防波堤に利用する」に変化し、GHQは7万5千人（朝鮮戦争へ出兵した米軍と同数）の警察予備隊の創設を指令しました。

1950年に発足した警察予備隊は、1952年に保安隊に改組され、さらに朝鮮戦争休戦後の1954年7月には防衛二法（防衛庁設置法・自衛隊法）が成立して、陸・海・空の兵力で構成された自衛隊になりました。



憲法9条2項の「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」と自衛隊の存在は矛盾にするのではないかという指摘に対して、政府は「我が国を防衛するための必要最小限度の実力組織としての自衛隊は、憲法に違反するものではない」とする解釈を国会で答弁してきました。すなわち自衛隊の任務は、日本が武力攻撃を受けた場合の「必要最小限度の実力行使」に限られ、あくまで、日本の領土、領海、領空に侵攻した他国の軍隊を排除すること（個別的自衛権）に限定するというのです。

安全保障関連法と集団的自衛権

ところが、2015年の安全保障関連法は、「個別的自衛権」に限定していたこれまでの憲法解釈を拡大し、「集団的自衛権」の行使も可能としました。我が国が直接攻撃されていないにもかかわらず、自衛隊が海外において他国の軍隊と一緒に武力を行使することを認めたのです。

これまで政府は、「武力の行使」が許容されるのは、わが国に対する武力攻撃が発生した場合に限られると説明してきました。しかし、「わが国に対する武力攻撃が発生した場合のみならず、わが国と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、これによりわが国の存立が脅かされ、国民の生命、自由および幸福追求の

権利が根底から覆される明白な危険がある場合において、……他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは、……自衛のための措置として、憲法上許容される」と憲法の解釈を変えました。「必要最小限の自衛措置」の範囲が「個別的自衛権」から「集団的自衛権」まで拡大変更されたのです。

敵基地攻撃能力の保有

1959年に伊能繁次郎防衛庁長官は「誘導弾等による攻撃を防御するのに他に全然方法がないと認められる限り、誘導弾などの基地をたたくことは、法的には自衛の範囲に含まれており、また可能である。しかし、平生から他国を攻撃するような、攻撃的な脅威を与えるような兵器を持っているということは、憲法の趣旨とするところではない」と、敵基地攻撃能力の保持が憲法に違反すると国会で答弁してきました。従来の解釈では、日米安保条約がある以上、「他に全然方法がない」という事態は起こりえないというのが、政府見解でした。

しかし、2022年には、岸田首相は台湾問題など安全保障環境の変化を強調して「米軍の打撃力に完全に依存するのではなく、自ら守る努力が不可欠になっている」と「敵基地攻撃能力の保有」を言い出し、射程1000～3000kmのミサイル配備を急速に進めています。

米国の世界戦略の変化に追従して

日本国憲法の解釈がつぎつぎに変化してきた背景には、米国の世界戦略の変化があります。敗戦時は、米国の軍事力は群を抜いて世界最強でした。しかし、ソ連を中心とする東側勢力が拡大し、中華人民共和国の成立、朝鮮戦争の勃発で、アメリカ政府の対日政策は、「東アジアにおける防波堤の役割を担わせる」ことに変更しました。

その後、ソ連が崩壊し、米国の覇権力が相対的に低下する中、アジアにおける中国の軍事力増強に対抗するため、日本の役割は「防波堤」から「米国の軍事戦略を補強」する立場へと変化しました。



最近になって、東南アジアでの中国の覇権が拡大してくると、中国と対峙するために、「統合防空ミサイル防衛」(IAMD) システムを日米豪印が共同してつくる協定が結ばれました。自衛隊を IAMD に組み込み、対中国戦争へ共同で備える役割を担わせることになったのです。

解釈改憲から明文改憲へ

従来の自衛隊が戦力でないという説明の核心は、集団的自衛権の行使の禁止、専守防衛の原則でした。集団的自衛権を行使するために攻撃的兵器を持つことになれば、自衛隊が戦力にあたらぬという説明はできなくなります。いよいよ、矛盾を解消するために憲法の明文改正が必要になってきました。

国会の憲法審査会で、「自衛隊を憲法に位置づけ、『自衛隊違憲論』は解消すべき」として、憲法改正へ導く「明文改憲」の動きが活発になっています。自衛隊の明記がない現状の憲法のもとでは、無制限な集団的自衛権の行使が禁じられているため、米国の軍事戦略に追従し続けようとするれば、自衛隊を憲法に明記する改正が急務になります。

自民党は、国民からの反発を恐れ、現憲法の 9 条はそのまま残し、「9 条に自衛隊を明記する」という案で、国民多数の賛成を得ようとしています。この案には見落としはならないカラクリがあります。資料に示すように、「第九条の二」を追加した場合、自衛隊には、9 条 2 項の戦力不保持、交戦権否認の既定の制約が及ばなくなります。「必要最小限度」という武力行使への制約がなくなり、必要な武力行使が可能になります。

このような、世論を欺く「9 条 1, 2 項を残して自衛隊を明記する」自民党改憲案のトリックを暴いていく運動が重要になっています。

付録資料：日本国憲法

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

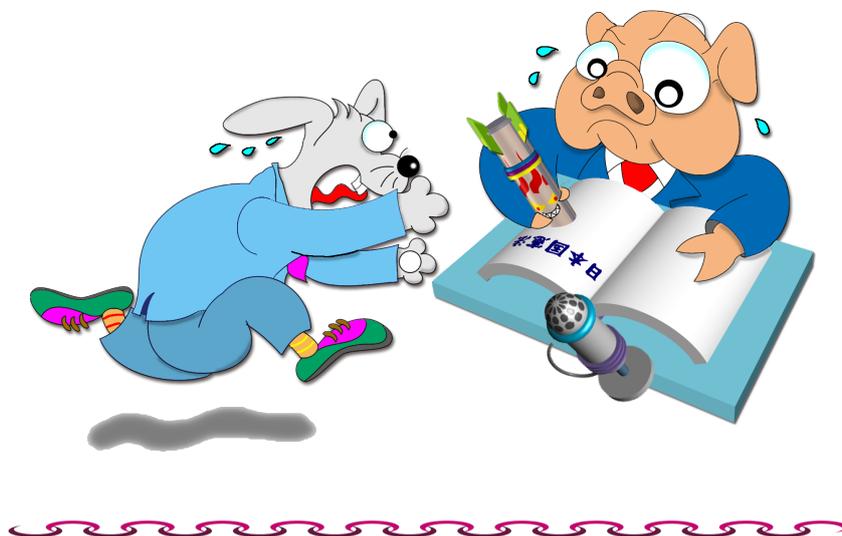
2 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

<自民党素案が追加しようとしている条文>

第九条の二 前条の規定は、我が国の平和と独立を守り、国及び国民の安全を保つために必要な自衛の措置をとることを妨げず、そのための実力組織として、法律の定めるところにより、内閣の首長たる内閣総理大臣を最高の指揮監督者とする自衛隊を保持する。

本稿で参照した資料

- ・戦後史の正体 孫崎 亨 創元社
- ・日本国憲法資料集 樋口陽一・大須賀明 三省堂
- ・敵基地攻撃と憲法 9 条 赤旗記事 2023 年 4 月 30 日～
- ・ポツダム宣言 百科事典マイペディア「軍国主義の排除と連合国の占領、領土は本州、北海道、九州及び四国並びにくつつかの小島に制限、軍隊の武装解除、戦争犯罪人の処罰、民主主義の復活強化、基本的人権の確立、軍需産業の廃止」



日本学術会議をめぐる動き

手島 昌己 (研・学9条の会)

政府は4月、学術会議の独立性を損なう改悪法案については通常国会への提出を見送る一方、学術会議を民間法人とする案も含め、あり方を議論する「有識者懇談会」の設置方針を表明しました。「有識者懇談会」は、学術界や経済界の関係者ら10人程度で構成し、当事者である学術会議には構成員外での参加を求め、議論は非公開としています。



政府方針に懸念相次ぐ 日本学術会議が総会

日本学術会議は7月16日、都内で総会を開き、政府が検討を進めている学術会議のあり方の改革への対応などを議論しました。会員からは、学術会議が既に示している「政府からの独立」といったナショナルアカデミーとしての5要件を明確に主張していく重要性を強調する意見が相次ぎました。

懇談会の議論が政府側の望む結論に至るのではないかとの懸念も示され、「懇談会の人選に学術会議の意見を入れられないか」「学術会議が自力で関係者を集めた議論の場をつくり、懇談会の構成員にも参加を呼びかけたらどうか」といった具体的な要望も出されました。

総会では、10月からの新会員候補者105人の推薦名簿も決定しました。学術会議は会員210人と連携会員約2000人からなり、任期は6年。3年ごとに会員の半数を改選し、今年の10月に半数改選されます。

「有識者懇談会」の開催

「日本学術会議の在り方に関する有識者懇談会」の初会合が8月29日に開催されました。有識者懇談会は12名で構成され、大学からは岸座長、佐々木副座長の外に6名、研究機関から1名、産業関係2名、ジャーナリスト1名の割合になっています。構成メンバーではない

が、内閣府から後藤内閣府特命担当大臣他5名、学術会議から梶田会長他6名、他に2名が内閣府と文部科学省からオブザーバーとして参加しています。

有識者懇談会の構成員は後藤大臣によって指名されており、学術会議側の「開かれた協議の場」という提案とはほど遠い、非公開での運営をしています。しかし議事録に関しては、発言者の名前を付した詳細なものを出すことになりました（当初は、名前を付けない議事録の予定だった）

梶田会長は「学術会議法の改正」か「法人化」という二者択一の論点に絞ることなく、日本と世界の学術の発展に資する内実のある議論を求めました。

第2回目は9月6日に開催されました。前半は学術会議から、世界のアカデミーの歴史・機能・形態などの説明がなされました。それに対して、後半の質疑では、山西委員（元経団副会長・元三菱電機会長）が「産業界との連携を学術会議が提起するアカデミーの5要件に書け」と執拗に主張していました。学術会議側は、産業界との連携をナショナルアカデミーの5要件に含むものではなく、学術会議の役割・機能として位置付けるものと説明しました。

今期で会長を退任する梶田氏は、第2回懇談会后、今後を危惧して学会・会員に「懇談会の目的を日本学術会議の設置形態に限ろうとする考え方は公式には維持されており、今後そのような方向での議論が進む可能性も大いにございます」というメッセージを送りました。



議事録は既に公開されていますので、内閣府のホームページで閲覧して、あらためて確認していただくをお願いします。

内閣府・有識者懇談会のホームページ

<https://www.cao.go.jp/scjarikata/kondankai.html>

有識者懇談会メンバー

相原 道子 横浜市立大学長（皮膚科学）
五十嵐 仁一 ENEOS 総研株式会社顧問
上山 隆大 総合科学技術・イノベーション会議議員
大栗 博司 東京大学カブリ数物連携宇宙研究機構理事長
小幡 純子 日本大学大学院法務研究科教授（行政法）
◎岸 輝雄 東京大学名誉教授（材料工学）

久間 和生 農業・食品産業技術総合研究機構理事長
○佐々木 泰子 お茶の水女子大学長（社会言語学）
瀧澤 美奈子 科学ジャーナリスト
永井 良三 自治医科大学長（循環器学）
永田 恭介 筑波大学長（分子生物学）
山西 健一郎 元経団連副会長
◎：座長 ○：座長代理



フェイクニュースに流されないように

碓井 雄一（研・学9条の会）

ネット上には根拠がはっきりしない情報や世論操作を狙ったような嘘ニュースがあふれ、大切なニュースを覆い隠している危険があります。このフェイクニュースにどう対応したらよいか、話題の chatGPT に相談してみました。的を得た模範解答と見るか、当たり前過ぎて面白くないと見るか、いずれにしても新しい情報に接するときは十分に身構えないといけませんね。

（この通りの応答が有ったわけではありません。色々な質問をした上で、筆者の好みに合う部分を切り取っています。）



日本が平和主義から軍事重視に方向転換するきっかけになったフェイクニュースは？

2020年に流布された「中国が尖閣諸島を武力侵攻する」という情報が挙げられます。このフェイクニュースは、SNSやインターネット上で拡散され、日本のメディアにも取り上げられました。この情報によって、日本国内においては、防衛費の増額や自衛隊の強化を求める声が高まり、平和主義に基づく外交政策から軍事的な防衛政策に転換する動きが見られました。

「北朝鮮が日本海にミサイル発射予定」というフェイ

クニュースが、日本政府の防衛政策に大きな影響を与えたという指摘があります。このフェイクニュースは2017年4月、韓国の情報機関が北朝鮮から入手した情報として、日本のマスコミで報じられました。しかし、実際には北朝鮮はミサイルを発射する予定はなく、この情報はフェイクであることが後に明らかになりました。このフェイクニュースは、日本政府に対する脅威感を煽り、防衛政策の強化を訴える声が高まるきっかけとなりました。その後、日本政府は北朝鮮に対する自衛隊の迎撃体制を整えるなど、防衛政策の強化を進めることとなりました。

フェイクニュースに騙されないためには？

フェイクニュースに騙されないためには、以下のよう
なことに気をつけることが重要です。 ・情報源を確認する：情報を入手する際には、信頼できる情報源から入手するようにしましょう。主要なメディアや公的機関、信頼できる専門家の情報を参照することをお勧めします。

・複数の情報源を確認する：同じ情報を複数の情報源から確認することで、情報の信頼性を確認しましょう。複数の情報源から情報を収集することで、情報の偏りを防ぐことができます。

・記事全体を読む：タイトルや見出しだけで情報を判断しないようにしましょう。フェイクニュースの場合、タイトルや見出しは意図的に誤解を招くように作られることがあります。記事全体を読んで情報を正確に理解しましょう。

・自己批判的に考える：情報を入手した後は、自己批判的に考えることが重要です。自分がどのような情報に接しているのか、その情報がどのように自分の意見や判断に影響を与えるのかを考えることが大切です。

以上のような点に注意することで、フェイクニュースに騙されずに正確な情報を入手することができます。

情報源の信頼性を一々確かめるのは大変なのに！

はい、確かに情報源の信頼性を確認するには、時間や手間がかかることがあります。しかし、偽の情報に騙されるよりも、少し手間をかけて情報源の信頼性を確認することが、より正確な情報を得るためには重要です。

特に、インターネット上では、偽の情報や誤解を招く情報が拡散されることがあります。そのため、情報を鵜呑みにせず、情報源の信頼性を確認することが必要です。また、偽の情報を拡散することで、誤解や混乱を招くことがあります。そのため、情報を拡散する前に、その情報が正確であるかどうかを確認することも大切です。

世論を軍拡に誘導するようなフェイクニュースを作ってみて

「日本政府は、中国の軍事力増強に対応するため、新たに 10 万人の自衛官の採用を決定したと発表しました。また、中国の海洋進出に備えて、新たな空母の建造も進められます。日本政府はこれらの措置をとることで、中国が示す脅威に対する防衛を強化することを目的

としています。」

このようなフェイクニュースは、日本の国防を強化する必要がある状況において、国民の恐怖心をあおり、不安を煽るものです。しかし、このような情報が真実であるかどうかを確認するためには、慎重な判断が必要です。

(最近はこのような質問には答えてくれなくなりました。chatGPT も日々改善されていますね。)



最後に

社会に広がっている情報・ニュースや言説が事実に基づいているかどうかを調べる「ファクトチェック」を行っている団体があります。日本では、F I J (ファクトチェック・イニシアティブ) や大手新聞社など。こういった活動に敬意を表し、応援していきたいと思えます。

事務局より

- ニュースの原稿を募集しています。寄稿は事務局まで。
- 本会では、「筑波研究学園都市研究所・大学関係 9 条の会アピール」(<http://peace.arrow.jp/tsc/appeal.html>)への賛同署名をお願いしています。

【これまでのアピールへの署名者数】
851 名 (2023 年 1 月現在)

- 9 条の会ニュースの配布は、アドレスを登録されている方には電子メールで、それ以外の方には郵送しています。

お問い合わせ先

安田公三： TEL/FAX: 029-847-3884

手島昌己： e-mail: amx01837@mail2.accsnet.ne.jp

